

公益財団法人大学基準協会

第三者評価の公正な実施に関する規程

平28. 9. 14決定

平30. 9. 7改定

令元. 9. 27改定

令6. 1. 31改定

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人大学基準協会定款第4条第1項第1号に定める第三者評価（以下「第三者評価」という。）に関し、評価者及び公益財団法人大学基準協会（以下「本協会」という。）の事務局職員並びに評価申請大学関係者が、評価の公正かつ誠実な実施を図るために遵守すべき事項について定める。

(定義)

第2条 この規程において評価者とは、以下の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 第三者評価に関わるすべての委員会の委員及び幹事
- 二 前号の委員会の下に設置される各分科会及び各部会の主査及び委員
- 三 特別大学評価員
- 四 第三者評価に関わるすべての異議申立審査会の委員

2 この規程において評価申請大学関係者とは、以下の各号のいずれかに該当する者又は過去3年以内に該当していた者をいう。

- 一 第三者評価を申請している大学の役員又は専任の教職員
- 二 第三者評価の申請を予定している大学の役員又は専任の教職員
- 三 第1号又は第2号に該当する大学を運営する法人の役員又は専任の職員

(評価者の責任)

第3条 評価者は、第三者評価の目的及び意義を十分に理解し、大学の質的向上及び大学教育の改善に貢献することを使命とし、公正かつ誠実に評価活動に従事しなければならない。

(事務局職員の責任)

第4条 本協会事務局職員は、第三者評価の円滑な実施のために必要な補助、調整、その他必要な業務を行い、その遂行にあたっては、公正かつ誠実でなければならない。

(評価申請大学関係者の責任)

第5条 評価申請大学関係者は、誠実に点検・評価を行うとともに、虚偽のない点検・評価報告書その他の評価資料を作成又は準備しなければならない。

- 2 評価申請大学関係者は、評価者が適切に評価を実施できるように、実地調査その他必要な手続の実施に協力しなければならない。

(禁止行為)

第6条 評価申請大学関係者は、当該大学の評価にあたる評価者及び本協会事務局職員に対して、以下の各号に掲げる行為を行ってはならず、また評価者及び本協会事務局職員は、それらの行為を評価申請大学関係者に対して求めてはならない。

- 一 金銭、物品（せん別、祝儀、香典又は供花その他これらに類するものを含む。）を贈与すること。
 - 二 無償で物品又は不動産を貸付けること（評価申請大学関係者の負担によるものを含む。）。
 - 三 無償で役務を提供すること（評価申請大学関係者の負担によるものを含む。）。
 - 四 供応接待すること。
 - 五 共に遊技又はゴルフをすること。
 - 六 共に旅行（公務のための旅行を除く。）をすること。
- 2 前項の規定にかかわらず、評価申請大学関係者は以下の各号に掲げる行為を行うことができる。
 - 一 宣伝用物品又は記念品（当該大学又は法人のロゴが入ったもの）であって広く一般に配布するためのものを贈与すること。ただし、金券類にあっては、額面3千円を超えてはならない。
 - 二 評価者又は本協会事務局職員が職務として第三者評価を申請若しくは申請を予定している大学又は当該大学を設置する法人を訪問した際に、物品を提供し使用させること。
 - 三 評価者又は本協会事務局職員が職務として第三者評価を申請若しくは申請を予定している大学又は当該大学を設置する法人を訪問した際、周囲の交通事情その他の事情から自動車の利用が相当と認められる場合に、これを用意し利用させること。
 - 四 評価者又は本協会事務局職員が職務として出席した会議その他の会合において、茶菓を提供すること。
 - 五 多数の者が出席する立食パーティーにおいて、飲食物の提供又は共に飲食をすること。
 - 六 評価者又は本協会事務局職員が職務として出席した会議において、簡素な飲食物の提供又は共に飲食をすること。
 - 七 評価者又は本協会事務局職員と共に、各々が費用を負担して飲食をすること。
 - 3 評価者又は本協会事務局職員が、評価申請大学関係者から、物品を購入した場合、物品又は不動産の貸付けを受けた場合若しくは役務の提供を受けた場合において、それらの対価がそれらの行為が行われた時における時価よりも著しく低いときは、当該対価と当該時価との差額に相当する額の金銭が評価申請大学関係者と評価者又は本協会事務局職員との間で贈与されたものとみなす。

(適用除外)

第7条 評価者又は本協会事務局職員と評価申請大学関係者とは、私的な関係（評価者、本協会事務局職員又は評価申請大学関係者としての身分にかかわらない関係をいう。以下同じ。）がある場合においては、職務上の利害関係の状況、私的な関係の経緯及び現在の状況並びにその行おうとする行為の態様等にかんがみ、公正な評価活動及び事業運営の実施に対する社会からの疑惑や不信を招くおそれがないと認められる場合に限り、前条第1項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる行為を行うことができる。

(報酬を伴う講演等の受任)

第8条 評価者及び本協会事務局職員は、評価申請大学関係者からの依頼に応じて報酬を受けて、本協会の評価に関する講演、討論、講習、研修における指導若しくは知識の教授又は著述、監修若しくは編さんをしようとする場合は、あらかじめ本協会事務局長の承認を得なければならない。

(評価に関する情報の目的外使用の禁止)

第9条 評価者は、評価活動を通じて収集した情報について、第三者評価以外の目的に使用してはならない。

(評価に関する情報の漏えい禁止)

第10条 評価者は、評価申請大学が提出した点検・評価報告書その他の資料及び実地調査その他の評価活動を通じて得られた情報を第三者に漏えいしてはならない。なお、この定めは評価活動終了後も有効に存続するものとする。

2 前項の規定は、次の各号に掲げる情報等については適用されないものとする。

- 一 評価者が第2条第1項各号の委員等として委嘱されているという事実
- 二 公表を前提として本協会が作成した刊行物その他の資料等で、本協会が明らかにすることを許可したもの
- 三 当該年度の第三者評価結果が本協会から公表された後における、当該年度に第三者評価申請を行ったすべての大学、学部、研究科等の名称
- 四 当該年度の第三者評価結果が本協会から公表された後における、当該年度の第三者評価に従事したすべての評価者の氏名及び所属機関

第10条の2 評価申請大学関係者は、次の各号に掲げる情報を第三者に漏えいしてはならない。

- 一 評価結果案その他評価者又は本協会が作成した文書等であって、公開を前提としていないもの
- 二 公表日前の評価結果及び評価者の氏名その他の情報
- 三 実地調査の際の評価者の発言等

(評価に関する資料の返却及び削除)

第11条 評価者は、本協会から送付された点検・評価報告書その他の資料を、評価活動終

了後、すみやかに本協会に返却しなければならない。

- 2 前項の規定に関わらず、電子データとして評価者がダウンロードした資料については、評価者によってPC等から削除するものとする。

(評価に関する資料の保存及び廃棄)

第12条 本協会は、評価申請大学が提出した点検・評価報告書その他の資料について、次回以降の第三者評価のために1部保存するほかは、外部に漏えいすることのないよう、これを適切な方法で廃棄するものとする。

(雑則)

第13条 この規程の改廃は、理事会が行う。

附 則 (平成28年9月14日)

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行を以て、「公益財団法人大学基準協会評価者及び本協会事務局職員倫理規程」(平成24年3月9日改定)及び「公益財団法人大学基準協会守秘義務に関する規程」(平成24年3月9日改定)は、廃止する。

附 則 (平成30年9月7日)

この規程は、平成30年9月7日から施行する。

附 則 (令和元年9月27日)

この規程は、令和元年9月27日から施行する。

附 則 (令和6年1月31日)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。